

議案第 1 4 8 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の給与に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「第 29 条まで」の次に「並びに附則第 11 項第 3 号及び第 4 号」を加え、同条第 4 項中「した日現在」の次に「。附則第 11 項第 4 号において同じ。」を加える。

第 29 条第 2 項第 1 号中「次項」の次に「及び附則第 11 項第 4 号」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

11 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第 13 項及び第 14 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第 13 項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 26 条第 5 項の規定の適用を受

ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (第 29 条第 4 項において準用する第 26 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 14 項において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 29 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (同条第 4 項において準用する第 26 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 14 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 29 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第 30 条第 1 項から第 4 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 30 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 30 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級又は7級

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第20条まで及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

2 平成25年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の三豊市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成25年4月1日」と、

「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

【議案第148号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで並びに附則第11項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第11項第4号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。 5 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び<u>附則第11項第4号</u>において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の32.5を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則 1～10 略 <u>11 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u> (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、<u>附則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。</u>)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料	(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。 5 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の32.5を乗じて得た額の総額 3～5 略 附 則(平成) 1～10 略

月額を減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第30条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前各号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級又は7級

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される

職員についての第18条から第20条まで及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 14 附則第11項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。